

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 国土交通省の策定した「建設業法遵守ガイドライン」及び「下請け契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」を踏まえ、適正取引を実行するとともに、協力会社等に対して、適正取引の普及啓発と、人材育成等の支援に努める。
- 健康経営に関する取組に対し共同実施を行う。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

- 1) 下請代金は可能な限り現金で支払う。
- 2) 手形で支払う場合は、割引料等を下請け業者の負担としない。
- 3) 手形支払いサイトを60日以内とするよう努める。

下請代金の現金払いと手形払いの併用にあたっては現金比率を高めるとともに労務費相当分を現金払いとすることを徹底します。手形支払いに関する通達等の改正があった場合は、それに応じて支払い条件を見直します。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- インボイス制度への対応
- 電子帳簿保存法及び書類等電子化への対応
- 約束手形の利用の廃止に向けた、電子記録債権等のさらなる活用
- 働き方改革の推進

上記においてはあくまで一部であり、様々な自象に対し、協力会社をはじめとするパートナーの事情を充分に考慮した上、公正かつ真摯に対応してまいります。

2024 年 1 月 30 日

株式会社友岡組

代表取締役 友岡誠一

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。